

香川県条例第38号

香川県使用料、手数料条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1~286 略				1~286 略			
287 <u>覚醒剤製造業者指定申請手数料</u>	略			287 <u>覚せい剤製造業者指定申請手数料</u>		1件	17,600円
288 <u>覚醒剤原料輸入業者指定申請手数料</u>	略			288 <u>覚せい剤原料輸入業者指定申請手数料</u>		1件	17,600円
289 <u>覚醒剤原料輸出業者指定申請手数料</u>	略			289 <u>覚せい剤原料輸出業者指定申請手数料</u>		1件	17,600円
290 <u>覚醒剤原料製造業者指定申請手数料</u>	略			290 <u>覚せい剤原料製造業者指定申請手数料</u>		1件	17,600円
291 <u>覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証再交付申請手数料</u>	略			291 <u>覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証再交付申請手数料</u>		1件	2,900円
292 <u>覚醒剤施用機関指定申請手数料</u>	略			292 <u>覚せい剤施用機関指定申請手数料</u>		1件	3,900円
293 <u>覚醒剤研究者指定申請手数料</u>	略			293 <u>覚せい剤研究者指定申請手数料</u>		1件	3,900円

294 <u>覚醒剤原料取扱者指定申請手数料</u>	略
295 <u>覚醒剤原料研究者指定申請手数料</u>	略
296 <u>覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付申請手数料</u>	略
297～598 略	

備考
略

料			
294 <u>覚せい剤原料取扱者指定申請手数料</u>		1件	11,500円
295 <u>覚せい剤原料研究者指定申請手数料</u>		1件	3,900円
296 <u>覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付申請手数料</u>		1件	2,700円
297～598 略			

備考
略

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部改正)

第2条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例(平成14年香川県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>覚醒剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)による同法第3条第1項の指定又は同法第12条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(8)～(16) 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川県条例第36号。以下「番号利用条例」という。)別表第1の左欄に掲げる執行機関(知事に限る。)が行う同表の右欄に掲げる事務のほか、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>覚せい剤取締法</u>(昭和26年法律第252号)による同法第3条第1項の指定又は同法第12条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(8)～(16) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。